

# 鹿 児 島 県 公 報

令和元年11月15日（金）第56号の3



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

## 目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

### 告 示

- 肥料の登録の有効期間の更新（経営技術課取扱い） 1
- 庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱の一部を改正する要綱（※）  
（管財課取扱い） 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（北薩地域振興局取扱い） 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止（始良・伊佐地域振興局取扱い） 2
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（始良・伊佐地域振興局取扱い） 3
- 道路の位置指定（始良・伊佐地域振興局取扱い） 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（大隅地域振興局取扱い） 3

### 公 告

- 開発行為に関する工事の完了公告（建築課取扱い） 4
- 教 育 委 員 会 規 則**
- 教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則（※）（教職員課取扱い） 4

## 告 示

### 鹿児島県告示第492号

肥料取締法（昭和25年法律第127号）第12条第2項の規定により、次のとおり肥料の登録の有効期間を更新した。

令和元年11月15日

鹿児島県知事 三反園訓

登録番号	更新後の登録の有効期限	肥料の種類	肥料の名称	保証成分量（%）	その他の規格	生産業者	
						氏名又は名称	住所
鹿児島県肥第1189号	令和7年11月20日	肉かす粉末	ミートミール	窒素全量 10.0	該当なし	株式会社三道食品	日置市東市来町南神之川370番地
鹿児島県肥第1300号	令和7年11月20日	混合有機質肥料	パワープロ	窒素全量 3.5 りん酸全量 3.5 加里全量 3.0	含有を許される有害成分の最大量及びその他の制限事項は公定規格のとおり	鹿児島プロフーズ株式会社	いちき串木野市大里2762番地
鹿児島県肥第	令和7年11月20日	配合肥料	プロドリム	りん酸全量15.0 内く溶性りん	含有を許される有害成分の最大量及	鹿児島プロフーズ	いちき串木野市大

1301号				酸 15.0 加里全量 16.0 内く溶性加里 16.0 内水溶性加里 12.0 く溶性苦土 5.0	びその他の制限事項は公定規格のとおり	株式会社	里2762番地
-------	--	--	--	--	--------------------	------	---------

## 鹿児島県告示第493号

庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱の一部を改正する要綱を次のように定めた。

令和元年11月15日

鹿児島県知事 三反園訓

庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱の一部を改正する要綱  
庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱（平成2年鹿児島県告示第302号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中第18号を第19号とし、同項第17号中「から第6号まで」を「から第5号まで」に、「、重度知的障害者及び」を「及び重度知的障害者並びに同法第37条第2項に規定する」に改め、同号を同項第18号とし、同項中第16号を第17号とし、第15号の次に次の1号を加える。

(16) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）第8条第1項に規定する一般事業主行動計画を策定している者にあつては、都道府県労働局長に提出した一般事業主行動計画策定・変更届の写し

別記第4号様式中「破産者で」を「破産手続開始の決定を受けて」に改める。

附 則

- この要綱は、令和元年11月15日から施行する。
- 改正後の庁舎等の管理等業務委託に係る競争入札参加資格審査要綱の規定は、この要綱の施行の日以後に行う資格審査について適用する。

## 北薩地域振興局告示第14号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和元年11月15日

北薩地域振興局長 橋口秀仁

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
相談センターサニーサイド	薩摩川内市中郷町字下計志加里4708番1	社会福祉法人麦の芽福祉会	鹿児島市川上町680番3	内田 芳夫	令和元年9月1日	自立生活援助

## 始良・伊佐地域振興局告示第9号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和元年11月15日

始良・伊佐地域振興局長 永田秋人

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
サポート友喜	霧島市霧島田口	特定非営利活動	霧島市霧島田口	井手上智子	令和元年	生活介護

	2612番地 8	法人かりんの会	2614番地 1		10月31日	・ 自立訓練（生活訓練）
--	----------	---------	----------	--	--------	--------------

## 始良・伊佐地域振興局告示第10号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和元年11月15日

始良・伊佐地域振興局長 永田秋人

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ニチイケアセンター見次	霧島市隼人町見次字寺ノ前595番3 SunShineMET2階A号室	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	森 信介	令和元年11月1日	居宅介護・重度訪問介護・同行援護

## 始良・伊佐地域振興局告示第11号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

令和元年11月15日

始良・伊佐地域振興局長 永田秋人

指定の年月日	申請者の住所及び名称並びに代表者の氏名	指 定 道 路		
		位 置	延 長 (メートル)	幅 員 (メートル)
令和元年8月2日	宮崎県都城市鷹尾一丁目27街区8の55号 株式会社オール・ザ・ハピネス 代表取締役 井上俊朗	始良市東餅田字上大門口885番1, 885番3, 885番1地先里道の一部及び885番3地先里道の一部	41.56	5.22～5.45 6.01～7.06 8.40～8.66
令和元年9月10日	鹿児島市宇宿二丁目21番1号 株式会社カナダブレイス 代表取締役 岩下克巳	始良市加治木町木田字岩下2532番3, 2533番1, 2534番1, 2534番4及び2534番1地先里道の一部	87.62	6.00 5.00～6.10
令和元年9月19日	鹿児島市鴨池新町15番地 鹿児島県くみあい開発株式会社 代表取締役社長 永福喜作	始良市加治木町木田字操穴3882番3	30.00	5.01

## 大隅地域振興局告示第11号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和元年11月15日

大隅地域振興局長 松蘭英昭

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ニチイケアセンター西原	鹿屋市西原四丁目9番15号	株式会社ニチイ学館	東京都千代田区神田駿河台二丁目9番地	森 信介	令和元年11月1日	居宅介護・重度訪問介護

## 公 告

### 開発行為に関する工事の完了公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和元年11月15日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
（1工区）

霧島市国分湊字竿富1524番1，1524番2の一部，1524番4，1524番5の一部，1525番1，1525番2及び1526番

- 2 開発許可を受けた者の住所及び名称並びに代表者の氏名

霧島市国分下井18番地1

霧島建物株式会社

代表取締役 鎌田隆士

## 教育委員会規則

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和元年11月15日

鹿児島県教育委員会教育長 東條広光

### 鹿児島県教育委員会規則第5号

教育職員免許状に関する規則の一部を改正する規則

教育職員免許状に関する規則（昭和30年鹿児島県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第10条中第4号を削り，第5号を第4号とし，第6号を第5号とする。

第11条中「及び身元証明書」を削る。

第12条ただし書及び第4号を削る。

第14条第1項第1号中「又は」を「若しくは」に，「若しくはこれに代る」を「又はこれに代わる」に改め，同条第2項中「又は」を「若しくは」に，「若しくはこれに代るもの，人物」を「又はこれに代わるもの及び人物」に改め，「及び身元証明書」を削る。

第15条中第3号を削り，第4号を第3号とする。

別記第1号様式中「から第7号まで」を「から第6号まで」に改める。

#### 附 則

- この規則は，令和元年12月14日から施行する。
- この規則の施行の際現に改正前の教育職員免許状に関する規則に規定する様式により作成されている用紙は，当分の間，必要な調整をして使用することができる。